

広島県告示第三百一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第六条第一項の規定によつて、検査及び注射を次のとおり実施する。
平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分	ヨーネ病	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査注射の別及びその方法
実施の目的	ヨーネ病撲滅のため	実施する区域	<p>実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛、山羊及びめん羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢が満二十四か月齢以上（推定含む）の雌牛</p> <p>二 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している月齢が満二十四か月齢以上（推定含む）の雌牛</p> <p>三 その他、検査を必要と認めるもの</p>	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	<p>一 臨床検査</p> <p>二 細菌検査</p> <p>三 ヨーニン検査</p> <p>四 補体結合反応</p> <p>五 酵素免疫測定法（エライザ法）</p> <p>六 予備的抗体検出法（以下「スクリーニング法」という。）</p> <p>七 リアルタイムPCR検査</p>
伝達性海綿状脳症（牛）	伝達性海綿状脳症（牛）撲滅のため	県下全域	<p>実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの</p> <p>一 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項で届出のあつた満四十八か月齢以上（推定を含む）の死体。ただし、同条第二項のただし書きに該当する場合を除く。</p> <p>二 その他、検査を必要と認めるもの</p>	同右	<p>一 酵素抗体法（エライザ法）</p> <p>二 ウエスタンブロット法</p> <p>三 免疫組織化学的検査</p>

結核病	ブルセラ病	イバラキ病	牛流行熱	アカバネ病	チュウザン病	アインウイルス感染症	地方病性牛白血病（EBL）	牛ウイルス性下痢・粘膜炎	トリコモナス病
結核病撲滅のため	ブルセラ病撲滅のため	イバラキ病の発生予察のため	牛流行熱の発生予察のため	アカバネ病の発生予察のため	チュウザン病の発生予察のため	アインウイルス感染症の発生予察のため	地方病性牛白血病（EBL）の発生予防のため	牛ウイルス性下痢・粘膜炎の発生予防のため	トリコモナス病の発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている牛及び山羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛、めん羊、山羊及び豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右
一 臨床検査 二 ツベルクリン反応ただし、皮内注射法	一 急速凝集反応 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 試験管凝集反応 四 補体結合反応	血清学的検査	血清学的検査	血清学的検査	血清学的検査	血清学的検査	一 酵素免疫測定法（エライザ法） 二 リアルタイムPCR検査	一 血清学的検査 二 PCR検査 三 ウイルス分離	病原学的検査

牛カンピロバクター症	牛カンピロバクター症の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 蛍光抗体法 二 細菌学的検査
炭疽 ^そ	炭疽 ^そ の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	皮下注射
牛流行熱	牛流行熱の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	筋肉内注射
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザの発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている家きんであって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 ウイルス分離 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応） 四 PCR検査 五 リアルタイムPCR検査 六 抗原検出検査
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている種鶏	同右	急速凝集反応検査
腐蛆病 ^そ	腐蛆病 ^そ の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている蜜蜂であって、家畜保健衛生所の指定するもの	同右	一 肉眼的検査 二 細菌学的検査
豚コレラ	豚コレラの発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 中和試験 二 酵素免疫測定法（エライザ法） 三 ウイルス分離 四 蛍光抗体法 五 PCR検査
オーエスキー病	オーエスキー病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法（エライザ法） 四 中和試験

豚流行性下痢	豚繁殖・呼吸障害症候群	伝染性胃腸炎	伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）	馬伝染性貧血	馬インフルエンザ
豚流行性下痢の発生予防のため	豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予防のため	伝染性胃腸炎の発生予防のため	伝達性海綿状脳症（めん羊、山羊）の撲滅のため	馬伝染性貧血の発生予防のため	馬インフルエンザの発生予防のため
県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域	県下全域
実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている豚であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されているめん羊及び山羊であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている馬であって、家畜保健衛生所長の指定するもの	実施する区域内で飼育されている馬であって、家畜保健衛生所長の指定するもの
同右	同右	同右	同右	同右	同右
一 血清学的検査 二 PCR検査	一 血清学的検査 二 PCR検査	血清学的検査	一 ウエスタンブロット法 二 免疫組織化学的検査	一 臨床検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査	一 臨床検査 二 抗原検出検査 三 PCR検査